

募集する団地名や戸数、家賃などは別表のとおり。

敷金 家賃3か月分(前納)

申込期間 3月15日(月)から26日(金)まで(ただし、土・日・祝日は除く)。

※申込書は、市役所本庁と志摩二丈支所に置いてあります。

受付時間 8時30分から17時15分まで

申込資格

①市内に住所または勤務場所を有し、収入基準に適合する人。

②同居または同居しようとする親族がいる人。

※3LDK・3DKは単身入居できません。2DKは条件付きで単身入居できます。

※希望住宅(3LDK・3DK・2DKのいずれか)を申し込みます。応募者多数の場合は、抽選会を行います。

抽選日時 4月13日(火)10時から

連帯保証人 市内に住所を有し、一定以上の収入がある人(1人)。

申し込み・問い合わせ

糸島市施設管理課

☎(332)2078

募集する団地の内容

※家賃については若干変更が生じることがあります。

団地名	所在地	間 取	平成22年4月から平成23年3月までの家賃(単位:円)						募集戸数
		世帯区分	一般世帯および障がい者・高齢者世帯				障がい者・高齢者世帯		
		階 層	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層	第6階層	
		月 収 額	0 ~104,000	104,001 ~123,000	123,001 ~139,000	139,001 ~158,000	158,001 ~186,000	186,001 ~214,000	
神在 団地 A棟	神在 405 番地	3DK (76.50㎡)	29,700	34,300	39,200	44,200	50,500	58,300	3階 2戸
		2DK (61.20㎡)	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600	3階 1戸
神在 団地 C棟	神在 405 番地	3DK (76.50㎡)	29,400	34,000	38,900	43,800	50,100	57,800	3階 1戸
岸田 団地	前原南 一丁目 9-1番地	3LDK (69.82㎡)	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000	4階 1戸
第2 町裏 団地	二丈 深江 656番地	3DK (69.1㎡)	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,400	1戸
第2 東縄手 団地	二丈 吉井 3734-11	3DK (57.9㎡)	17,200	19,800	22,700	25,600	29,300	33,800	3階 1戸

市営住宅の入居者募集

市では、市営住宅の入居者を次のとおり募集します。

4月1日から「学生納付特例」の申請受付を開始

日本国内に住むすべての人は、20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めなければいけません。しかし学生は、申請によって在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例」制度が設けられています。

特例制度で安心を

保険料を未納にしていると、病気などで障がいが残ったときに障害基礎年金が受けられないことがあります。学生で保険料の納付が困難な場合は、必ず「学生納付特例」を申請しましょう。

「学生納付特例」が承認された期間は、障害年金の受給資格要件に含まれます。

●後で納付ができる

承認を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の年金額の計算には含まれませんが、10年以内(平成22年4月分は、平成32年4月まで)であれば、保険料をさかのぼって納付(追納)することができます。

※承認から3年度目以降に追納する場合は、一定の加算額が加わります。

申請方法

4月になったら、年金手帳と学生証または在学証明書(在学期間が確認できるもの)を持参し、市役所国保年金課の窓口で申請をしてください。なお、学生納付特例の継続申請のながきが自宅に送られてきた人は、必要事項を記入し、返信してください。この場合は、市町村役場であらためて申請する必要があります。

※前年所得が一定額以上あるときは、申請が承認されない場合があります。申請は毎年必要です。

平成22年度保険料が決まりました

今年4月分から来年3月分までの国民年金保険料額は、次のとおりです。

月額 15100円

保険料の支払いは、納付書払いや口座振替、クレジットカード納付などがあります。口座振替などは納め忘れの心配もなく便利でお得です。申し込みは、各金融機関や年金事務所、市役所でもできます。

問い合わせ・受付

西福岡年金事務所
☎(833)6017

糸島市国保年金課
☎(332)2071

キャンプやボランティア、レクリエーション活動をから、さまざまな技能を学び、仲間づくりをめざす、ジュニアリーダーズクラブ「どんぐり」。市では、会員を募集します。

これまで、旧前原市の「まっほつくり」と旧二丈町の「マープルクラブ」がありました。

糸島市の誕生に伴い、これまでそれぞれが行っていたジュニアリーダーズクラブの活動を引き継ぎ、新たに「どんぐり」が発足します。

ジュニアリーダーズクラブは、中・高生の会員で構成され、さまざまな体験活動をしています。あなたも野外活動などで仲間づくりをしてみませんか。たくさんの方の応募をお待ちしています。

対象者 市内在住の中学生・高校生

活動内容 キャンプや料理体験、小学生野外活動の手伝い、レクリエーションなど。

年会費 1500円

※活動内容によっては別に負担があります。

申し込み・問い合わせ

糸島市生涯学習課
☎(332)2092



- ⑦生計を同一とする同居
- ⑥一時的な収入がある場合には、生計を同一とする同居の親族の収入の合計が一定の基準金額以下であること。
- ⑤原則として、収入のない人。
- ④住宅を失っている人、または住宅を失う恐れのある人。
- ③就業能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所に求職の申し込みをしている人。
- ②申請時に世帯主の人。
- ①平成19年10月1日以降に離職した人。

- ⑧国の住宅喪失、離職者などへの雇用施策による貸し付けや給付(就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業など)を受けていない人。
- ⑥か月間(さらに3か月間の延長が可能な場合もあります)
- ⑤生活保護の住宅扶助基準額に準拠します。
- ④保護支援課窓口で制度や手続きの説明を行います。
- ③糸島市保護支援課
☎(332)2072

住宅手当緊急特別措置事業の支給要件が緩和されます

この事業は、就労能力や意欲がある離職者で住宅を失ったり、失う恐れのある人に対し、住宅手当を支給する制度です。

本年4月1日から、住宅手当の支給対象者の要件が緩和されます。

【支給対象者】

次の要件のすべてに該当する人が対象です。

- ①平成19年10月1日以降に離職した人。
- ②申請時に世帯主の人。
- ③就業能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所に求職の申し込みをしている人。
- ④住宅を失っている人、または住宅を失う恐れのある人。
- ⑤原則として、収入のない人。
- ⑥一時的な収入がある場合には、生計を同一とする同居の親族の収入の合計が一定の基準金額以下であること。
- ⑦生計を同一とする同居

【支給期間】

6か月間(さらに3か月間の延長が可能な場合もあります)

【支給額】

生活保護の住宅扶助基準額に準拠します。

【申請手続き】

保護支援課窓口で制度や手続きの説明を行います。

問い合わせ

糸島市保護支援課
☎(332)2072

ジュニアリーダーズクラブ

「どんぐり」会員募集

あなたも、ジュニアリーダーズクラブの野外活動などで仲間づくりをしませんか。



仲間づくりに、集まれ中・高生